

23

台湾総督府文書にみる日本統治下台湾における
精神病患者監護法および精神病院法の実施

橋本 明

愛知県立大学

1950年の精神衛生法成立まで効力をもった精神病患者監護法(1900年)と精神病院法(1919年)は、一部の旧外地にも多少の変更を加えて適用された。なかでも、両法がともに施行された台湾の精神医療史に着目したい。1895年に日本による台湾統治が始まったが、1899年に発足した台北仁済院が精神病患者を扱う施設の嚆矢とされ(正式な精神病患者収容施設は1922年11月からとみられる)、最初の精神病院は中村譲が1929年に台北に開設した養浩堂医院であった。元来、台湾総督府は、台湾の「文化の程度」が低い人口に対する精神病患者数は少ないと主張していたが、やがて精神病患者を監置・治療する施設や病院が不足しているという認識が高まり、1934年には官立の台湾総督府精神病院・養神院が設置された。1930年代には私立の精神病院の設立も相次ぎ、高雄慈惠院保養院(1933年)、台中静和医院(1936年)、永康荘医院(台南、1938年)が発足した。ちょうどこの頃、1935年の行政諸法台湾施行令改正(勅令第273号)に際して、精神病患者監護法および精神病院法の施行が決められた。

ただし従来の研究が、両法の実施状況を公文書等の一次的な資料を用いて十分に検討してきたとは思われない。そこで筆者は2016年9月に台北市にある中央研究院台湾史研究所を訪れて、同所に所蔵されている台湾総督府文書のうち、精神医療に関わる公文書を閲覧し(原資料は国史館台湾文献館が所蔵しているが、台湾史研究所でもほぼ同じ資料を閲覧できる)、若干の検討を加えたので報告したい。

台湾史研究所が所蔵する、「精神病患者」および「精神病院」の語で検索し、ヒットした60あまりの資料は、「精神病患者監護法・精神病院法施行関係」、「精神病患者監置施設」、「官立精神病院」、「代用精神病院」の4つの文書群に大別される。年代は1932年から1945年までである。以下は、各文書群から抽出した主要な内容である。

「精神病患者監護法・精神病院法施行関係」の文書からは、台湾の行政機構に合わせて内地法条文の一部修正(「道府県」を「州庁」に、「市区町村」を「市街庄」に、読み変えるなど)する議論や、結局は実現されなかったものの、地方財政の脆弱さに由来して精神病院法における国庫補助率を内地法よりも大幅に上げる案、さらに、そもそも精神病院法施行に反対していた台湾総督府内務局の見解などが明らかになる。

「精神病患者監置施設」の文書として、台北州内の市街庄が「既存家屋内に一坪半乃至二坪の独房」を20か所設置する費用を州が補助するため、州知事が台湾総督に認可を求めるものが見出された。精神病床の絶対的な不足と私宅監置を担うこともできない患者家族の貧困があったため、精神病患者監護法第6条によって市街庄長が(家族にかわって)患者監置を担うことにしたものの、州費から支弁される精神病患者の監置経費が年々増加したという。それを抑制するために、州知事が総督府から補助を得て監置室を整備し、無料でそのスペースを患者に提供するかわりに、衣食だけは患家に負担してもらうという施策である。そのほか、台湾人による私立の窮民施設・台南愛護寮(1929年設立)の事業の柱である精神病患者収容に対する、台南州の州費補助に関する文書もみられる。

「官立精神病院」は養神院に関するもので、官制の制定・改正、病院用の土地買収や建物の入札、人事関係の文書である。一方、「代用精神病院」の文書としては、台湾総督が各州知事・各庁長に宛てた、精神病院法に規定する州庁立精神病院の設置は地方財政上から難しく、その代策として私立精神病院を同法7条による代用精神病院に指定する方針を伝えるものなどがある。この文書群には、各私立精神病院の代用精神病院指定に関するものも含まれる。

以上の文書から確認されることは、精神病患者監護法と精神病院法の施行にともなう厳しい台湾の地方財政状況である。当時の日本本土も同様ではあったが、台湾ではより深刻であったことがうかがわれる。